

平成19年7月31日

於・農林水産省7階講堂

食料・農業・農村政策審議会食糧部会  
議 事 録

農 林 水 産 省

## 目 次

|   |     |
|---|-----|
| 1 . 開 会 .....                           | 1   |
| 2 . 部会長選任 .....                         | 1   |
| 3 . 議 題 .....                           | 5   |
| ( 1 ) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について ..... | 5   |
| ( 2 ) その他 .....                         | 3 5 |
| 4 . 閉 会 .....                           | 4 0 |

## 1. 開 会

坂本需給調整対策室長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、最近の米の消費・生産・需給の動向を踏まえ、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」を取りまとめましたので、御審議をお願いしたいと考えております。

この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき毎年7月に策定・公表し、11月末と3月末までに見直しを行うこととなっておりますので、何とぞよろしく御議論のほどをお願い申し上げます。

そのほか、「平成 19/20 年における米穀の政府買入れの検討方向」及び「本年の気象動向と水稻の生育状況」につきまして、後ほど要点を御報告させていただきます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、立花臨時委員、藤井臨時委員が所用により御欠席でございます。

この結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本部会は成立いたしております。

## 2. 部会長選任

坂本需給調整対策室長 さてここで、食料・農業・農村政策審議会の委員の改選に伴います、部会長の選任をお願いしたいと思います。

部会長の選任につきましては、審議会令第6条第3項の規定に基づき、部会に属する委員の互選によることとなっております。なお、部会に属すべき委員につきましては、食料・農業・農村政策審議会の林会長から、神田委員、林委員御本人、深川委員、藤岡委員の4名の方が指名されております。したがって、4名の委員の皆様から部会長を互選していただく必要がございます。

深川委員、いかがでしょうか。

深川委員 深川でございます。

私は、農業問題の専門家でもいらっしゃいますし、農政全般に幅広い見識をお持ちでいらっしゃいます東京大学の林先生がよろしいかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

坂本需給調整対策室長 ただいま、深川委員から、林委員を部会長に推薦する旨の御発言がございましたが、神田委員、藤岡委員、いかがでしょうか。

神田委員 異議ございません。

藤岡委員 異議ございません。

坂本需給調整対策室長 このように3人の委員から御推薦がございますが、林委員、いかがでしょうか。

林委員 (起立一礼)

坂本需給調整対策室長 それでは、食糧部会の部会長には林委員が選任されましたので、林委員におかれましてはお手数ですが、部会長席に御移動のほどお願いいたします。

坂本需給調整対策室長 ここで、事務局から、新たに御就任された臨時委員の皆様を御紹介させていただきます。

今回の委員の改選に伴い、岩田委員、大泉委員、大蔵委員、加倉井委員、能谷委員、藤尾委員、横川委員及び吉水委員の8名の臨時委員が退任することとなり、新たに5名の方が御就任されました。

なお、11名の臨時委員の皆様につきましても、それぞれ食料・農業・農村政策審議会会長から食糧部に所属する旨指名されております。

それでは御紹介いたします。

農業ジャーナリストの青山浩子委員です。

青山委員 青山です。よろしく願いいたします。

坂本需給調整対策室長 伊藤忠商事株式会社食料カンパニー食糧部門市場調査室長の岩崎正典委員です。

岩崎委員 岩崎です。よろしく願いします。

坂本需給調整対策室長 JA全国女性組織協議会会長の福代俊子委員です。

福代委員 福代です。よろしく願いいたします。

坂本需給調整対策室長 全国米穀販売事業協同組合理事長の木村良委員です。

木村委員 よろしくお願いいいたします。

坂本需給調整対策室長 日本フードサービス協会会長の米濱和英委員です。

米濱委員 米濱です。どうぞよろしくお願いいいたします。

坂本需給調整対策室長 それでは、この後の議事進行につきましては、林部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

林部会長 御紹介いただきました東京大学の林でございます。

私は先週の土曜日、4日前ですか、鳥取に行ったときに田の草を取ってまいりましたけれども、相当もう成長しておりました。これから8月の天気がどうなるか、予定では後からまた参考のところでお説明いただくというふうにお聞きしておりますが、この部会は非常に大切な部会であることは承知しておりまして、委員の皆様の御協力のもとに円滑に部会を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、座らせていただきます。

議事に入ります前に、私から部会長代理を指名させていただきます。部会長代理につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定に基づき、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名することになっております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 それでは、私の方から、深川委員に食糧部会の部会長代理をお願いしたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 それでは、深川委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

深川委員 お願いいいたします。

林部会長 なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開となっております。傍聴の方々も今日、出席されております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、これを公開させていただきますので、どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、開会に際しまして、岡島総合食料局長から御挨拶をお願いいたします。

岡島総合食料局長 総合食料局長の岡島でございます。

食糧部会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、御出席の委員会の方々、お忙しい中をお集まりいただきましたこと、まことにありがとうございます。

今回、食料・農業・農村政策審議会の委員が改選されるということで、引き続き委員をお願いする方、あるいは新たに委員になられた方、何とぞ忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願います。

本日は先ほど司会の坂本から申し上げましたとおり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」についての御審議をお願いすることとなっております。

いずれにいたしましても、食料・農業・農村政策審議会、その下に置かれる食糧部会ということですが、御案内のとおり「しょくりょう」の字が「食料・農業・農村」と言うときの「食料」と食糧部会のとときの「糧」の字が違っておりまして、そこにやはり何らかの重みというか、様々な思い、様々な考え方が込められているのだというふうに私どもも思っています。

そういったことも含めまして、委員の皆様方においては御忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願います。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事の進め方について、最初に確認させていただきます。

本日は、先ほど事務局から御説明がございましたように、まず、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして、事務局から説明を受けた後に、委員の皆様からの御意見、御質問をちょうだいしたいと考えております。その後、「平成 19 / 20 年における米穀の政府買入れの検討方向」及び「本年の気象動向と水稻の生育状況」、この報告を事務局からさせていただくことになっております。

以上が本日の予定でございますが、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、事務局並びに委員の皆様におかれましては、御協力をお願いしたいと思います。

また、全体といたしましては、遅くとも 12 時までには終了したいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上のような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 それでは、早速進めてまいりたいと思います。

### 3. 議 題

#### (1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

林部会長 最初に、「基本指針(案)」につきまして、御説明をお願いいたします。

枝元計画課長 計画課長の枝元でございます。

それでは、早速、「基本指針(案)」につきまして、御説明をさせていただきます。右上に「資料」と書いてございます「基本指針(案)」19年7月に沿いまして、45分をめぐりまして、御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして目次を見ていただきますと、第1として「動向編」ということで、消費、生産、需給、輸出入の動向につきまして御報告をいたします。また第2に「需給見通し編」ということで、平成18/19年の需要実績、それを踏まえました19/20年、20/21年の需要見通し等について御決定をいただくというところでございます。また第3として「国の方針編」ということで、米政策改革のスタートの年でございますので、米政策改革の推進の状況を中心に御報告をしたい、と考えているところでございます。

それでは、早速でございますが、1ページ、「米の消費に関する動向」から御説明を差し上げたいと思います。

右上の米の消費量の推移のグラフを見ていただきますとおり、残念ながら米の消費は年々減ってきておりまして、平成17年、61.4kg、1人当たり約2.5膳ぐらいの量に減ってきているという状況がございます。そういう中で今後の消費量、ニュートラルに見るとどうなるかというのが2ページ以降、整理したものでございますが、人口の減少、若年層、高齢者層のウェイトの変化、また世代交代、こういうことを踏まえまして、3ページの方でございますが、これは私どもの農林水産政策研究所が推計をした資料でございますけれども、いわゆるカロリー、米の摂取量、小麦摂取量、今後、先ほど申し上げたような状況によりまして減っていくのだろうと、将来に向けて減少傾向が続くという可能性が高いと予想されているところでございます。最後の文章のところでございますが、したがって、これら米ですとか米加工品の消費拡大、これを引き続き図っていきますとともに、飼料用や輸出等、これまで取り組んでいない需要を積極的に伸ばしていく必要があるだろうと考えているところでございます。

4ページでございますが、これは消費者の方がどういうお米を志向されているかということを幾つかのポイントでまとめておりますが、今年、農林水産省の食料品消費モニター

調査で特色的なことを申し上げますと、4 ページの一番右の上の「最近購入した米の値段」ということで、10 kg 当たり 3,500 円未満のお米を買っていらっしゃる方というのが 18 年度で初めて 5 割を超えたということで、消費者の方々に低価格志向というものが出てきているのかなという感じを持っているところでございます。

5 ページは、そういう中で消費者の方々がどのような観点で購入しているかということで、産地、品種、年産、価格、食味、安全性ということで、特に 40 歳以下の年代が価格を重視するというような傾向が出ているところでございます。

6 ページと 7 ページにつきましては、恐縮でございますが、飛ばさせていただきます。

8 ページでございます。これは生産の関係を幾つか御説明いたします。8 ページは 19 年産の水稻うるちの品種の動向でございますが、これまで同様、「コシヒカリ」、「ヒノヒカリ」、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」といった知名度の高い特定の品種に作付けが集中しているという傾向は変わっておりません。そういう中で、例えば北海道の「ななつぼし」ですとか、青森の「まっしぐら」ですとか、そういう新たな品種への作付け転換というものも徐々に進んできているという動向が見えるところでございます。

そういう中で 9 ページでございますが、新品種ということで、例えば北海道の良食味、アミロース含量、九州で最近暑いと言われておりますが、地球温暖化でも大丈夫というような観点、一番下の飼料用の品種、こういう幾つかの課題に対応した品種も育成されてきているという状況でございます。

10 ページは品質でございますが、18 年産につきましては 1 等比率が例年に比べ増加いたしましたして、品質的には 18 年産は非常にいい状況ではなかったかと思っているところでございます。

11 ページ以降が米の生産構造の状況でございます。11 ページの右の表を見ていただきますと、折れ線グラフが、これは規模、農家 1 戸当たりの水稻作付面積、棒グラフがコストでございますが、規模は徐々に拡大し、コストも徐々に減ってはきておりますけれども、なかなか一挙に行かないという状況が顕れているかと思えます。

そういう中で 12 ページでございますが、3 ヘクタールを境として、それ以下の方々が減少し、それ以上の方々が、特に 5 ヘクタール層以上の方々が増加しているという傾向が見えてございまして、こういう傾向をさらに加速化していくことが重要だろうというふうに思っているところでございます。

そういう状況の中で、13 ページでございますけれども、まだまだ他の作物に比べますと

米の総産出額に占める主業農家の割合というのは、他の作物に比べますと 38% と非常に少ない状況でございます。

また 14 ページは、これは高齢化の状況、稲作農家の年齢構成、70 歳以上が 49%、また 15 ページには後継者の状況等がございまして、16 ページ、耕作放棄地も徐々に増えているということも出てございますが、16 ページの最後に書いてありますとおり、経営感覚にすぐれた担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積、そういう農業構造改革を強く推進していく必要があると整理をさせていただいているところでございます。

以上が消費と生産の状況でございます。

17 ページ以下、需給に関する状況でございまして、18 年産につきましては、右の表の 17 年と 18 年で比較していきますと、生産者から単位農協へ出荷された量、また単位農協等から全国の出荷団体、全農なり全集連に出荷された量としていますが、単位農協から全国出荷団体に出荷された量というのが減少している、単位農協の独自販売というのが増えている状況でございます。

また、18 ページは全国出荷団体の販売の状況でございまして、折れ線グラフを見ていただきますと、17 年産に比較して 18 年産につきましては販売状況、若干下に来ているということで、売れ行きの方で、苦勞している状況があるということでございます。

19 ページにつきましてはそれらの細かい表でございまして、今申し上げたようなことを含めて、20 ページに生産者がどういうところにお米を出して、それがどういうルートで通っているかということ、完全にわかる場所もございまして、推計している場所もございまして、まとめたものでございます。いずれにせよ、単位農協からの直接販売ですとか、これまでのルートでございました生産者から農協に行き、全国出荷団体に行くというルート以外のルートというものが増えているという状況が見られるところでございます。

21 ページ以降はうるち以外のお米でございまして、21 ページ、もち米につきましては 15 年産もち米が不作になりまして、価格が上がりました。その結果、もち米に作付けがシフトいたしまして、それがなかなか元に戻らない状況でございまして、最近では供給過剰の状況にあると認識をしているところでございます。もち米につきましても、需給の均衡を図っていく必要があるのではないかと考えております。

22 ページ、いわゆる酒米でございまして、清酒の製造量の減少に伴いまして、清酒用のお米の使用量というものが下がってきているという状況でございます。

23 ページ、いわゆる加工用に使われるお米でございまして、全国出荷団体扱いの加工用

米につきましては、最盛期の 24 万トンから年々減少しておりまして、14～15 万トン程度ということになっております。ただ、18/19 年につきましては、ここ 3 年の間では加工用米への供給というのが非常に多くなったという状況だろうと思います。主食だけではなく、こういう加工米をどういうふうにやっていくかということも 1 つの課題だろうと思っております。

なお、24 ページ、加工用米につきましては全国出荷団体扱いだけではなくて、いわゆる地産地消的な取組というようなものも 16 年産から進めておりまして、徐々にでございますけれども、右の表にございますように、そういう事例も増えてきているという状況でございます。

25 ページ、以下、これは政府備蓄米の買入れ・販売でございます。25 ページの左の上の四角のところでお説明いたしますが、昨年 11 月の食糧部会におきまして、平成 18/19 年につきましては 30 万トンの買入れ、30 万トンの売渡しという計画をお決めいただきました。それに対しまして、実績といたしましては、買入れが 25.4 万トン、売渡しが 25.6 万トンということで、いわゆる売買同数、去年は需給が均衡したことに伴う売買同数ということで、30 万トンという計画からは若干減っておりますが、売買同数という計画は達成できたものと考えております。なお、第 3 回目の買入れにつきましては、産地銘柄別に設定しました予定数量を超えて買入れを行いましたので、その買入予定価格については一定の減額調整を行ったところでございます。

右の方の表がどういう銘柄を買ったか、また 26 ページが販売における落札価格なり月別の契約状況、27 ページが販売の状況ということでございますので、これは後ほど御覧いただければと思っております。

以上の民間流通や政府米の動きを最終的にまとめましたのが 28 ページ、在庫の状況ということでございます。政府の備蓄につきましては、先ほど申し上げましたとおり売買同数でございましたので、昨年の 77 万トンの備蓄量が 19 年の 6 月末でも 77 万トンということでございます。また、民間流通における備蓄につきましても、販売段階、出荷段階、生産段階、それぞれございますが、184 万トンということで、昨年と比較して大きな差はございません。計で 261 万トン、6 月末現在で在庫があるという状況になっているところでございます。

29 ページにつきましては政府備蓄米の状況ということで、新しい年産のものが多くなってきたという状況でございます。

30 ページにつきましては、旧登録卸の流通在庫でございますので、省略させていただきます。

31 ページ以下が価格の動向でございます。価格につきましてはコメ価格センターの入札の価格を1つの指標価格として取らせていただいているところでございます。まず価格センター自体の取引の動向でございますが、6月の末現在で68銘柄36万トンが上場されまして、61銘柄9万トンが落札、落札率25.5%という状況になっているところでございます。

こういう状況の中で32ページの左の図でございますけれども、これは食糧管理法の時代から価格の推移を示しておりますが、右の下の方にございますが、平成16年産から、残念ながら価格は3年連続で下がってきているということでございます。なお、15年産、特異的に価格が高くなっておりますのは、作況90という不作の年であったということでございます。

全銘柄平均という形にしますとこのように減ってきているということでございますが、33ページの右の図を見ていただきますと、例えば一番上にあります新潟コシヒカリの魚沼ですとか、下の方にランクされております北海道のきらら、ほしのゆめ、このあたりは他の銘柄と比較して価格は上がっているという状況もございまして、そういう意味からすると銘柄ごとにいろいろ差はございますが、総体として言うと価格が下がっているという状況でございます。

34ページは、相対取引の価格でございます。センターの入札の価格もございまして、取引自体は相対の取引価格が主流となってございます。全農、全集連の相対につきましては、政府の食糧法の施行という観点から相対取引価格を取らせていただいているところでございますけれども、右のセンターの価格と比較をいたしますと、若干一部の銘柄を除きまして96%から99%の範囲内にセンター価格で納まっているということで、大きな乖離は見られないと思っております。そういう意味ではセンターの価格を見つつ、いろいろな意味で相対が動いているという状況かと思えます。

35ページ以降が卸、小売等の価格でございます。35ページ左の表の卸売価格のところでございますが、魚沼以外は若干下がっているということですし、36ページ、これは同一銘柄でどれぐらい卸売価格に差があるかということでございますけれども、平均から上の方に1,000円、下の方に500円程度、そういう価格設定の中で卸売の方は動いているという状況が見てとれようかと思えます。

また、37、38 ページは小売の状況でございますが、これも左下の図を見ていただきますと、一部、魚沼等を除きまして、小売の方も若干価格は下がっている。同一銘柄にいたしますと、38 ページでございますが、平均から上下 1,000 円というあたりで、これは特売ですとか、そういう影響かと思えますけれども、そういうあたりで同一銘柄においても小売がされているというような状況でございます。

以上が価格の状況でございます。

39 ページはもち米でございますが、省略をさせていただきます。

40 ページでございますが、これは「米穀販売業者の法令遵守の徹底について」ということで、いわゆるコンプライアンスにつきまして御説明させていただきます。本年の5月でございますが、米穀販売業者が不正表示の米を販売したということで、不正競争防止法違反で逮捕される事件が発生いたしました。我が国の主食でありますお米、そういうものを扱う企業におきまして法令の遵守、これは当然のことでございます。それを確立していくということ、社会倫理に適合した行動を徹底していくこと、これが非常に重要と考えております。農林水産省といたしましても、40 ページの から に書いておりますような様々な不正表示に関する監視・指導等を行っておりますが、今後とも徹底した取組を行っていきたくておりますし、また加工原材料用に仕向けられる米穀につきましては、主食用に供される米穀と見分けがつきにくく、横流れが起こりやすいという性格を持っております。特に、輸入米等を使用する加工業者に対しても法令遵守の徹底のほか、立入調査等も行っているところでございます。

なお、40 ページの右の方、18 年産米穀について表示の観点から特別調査をした結果でございます。1 番の確認調査、2 番の DNA 分析を活用した品種判別調査等々の結果、3 番で 161 業者に対し指導、このうち 2 業者に対しては JAS 法に基づく指示、公表をしたところでございます。今後ともコンプライアンスの徹底を米穀業界に求めていきたいと考えているところでございます。

41 ページ、42 ページ、これは輸出入の動向でございます。まず政府の関係、ミニマム・アクセスの関係でございますが、右の図にございましており、19 年の 3 月末のものを出してございますが、加工用が平成 7 年 4 月から 19 年 3 月の累計ということで 281 万トン、援助用で 212 万トン、また餌用で 30 万トンということで、在庫は 175 万トン、これは前回お示しいたしました平成 18 年 10 月末で 189 万トンの在庫がございましたので、若干在庫が減少したという状況でございます。

また 42 ページは WTO 農業交渉の状況でございます。これはもう御案内のとおりでございますが、2004 年 7 月の枠組み合意以降、数年にわたり様々な動きがございました。42 ページの左の でございますが、7 月の 17 日、ファルコナー農業交渉議長より議長テキストが公表され、これに基づく全加盟国による協議が行われております。年内の交渉妥結に向けて交渉を行っているという状況でございます。我が国としては引き続き関係国等に働きかけながら、我が国の主張ができる限り反映され、ラウンドが成功裡に終結するように努めていきたいと考えているところでございます。

43 ページ以降は輸出の関係でございます。輸出につきましては、43 ページの右の上の表でございますが、まだ 1,000 トンということで少ないとはいえ、17 年度実績 760 トンから比べると徐々に増えてきているという状況でございます。また(2)のところでございますけれども、中国に対する日本産米輸出につきまして課題となっておりました検疫条件につきまして合意されまして、全農より新潟コシヒカリ、宮城ひとめぼれ、24 トンを 6 月に輸出し、7 月の 26 日に北京、上海で販売を開始したところでございます。農産物の輸出全体を、当省、また政府として大きく進めているところでございますが、米につきましても、米なり米加工品の輸出ということで努力をしていきたいと考えているところでございます。

44 ページは省略させていただきます。

以上が動向でございます。

続きまして、第 2 の「需給見通し」でございますけれども、45 ページ以下でございます。

需要の実績につきましては、新米の出回る前の 6 月末の在庫を基点といたしまして、7 月から当年 6 月までの 1 年間の期間をもって算出するというので、7 月から 6 月というのが 1 つの切り方となっております。この在庫が、速報値ではございますが、来年等の状況も予測をして、7 月の時点におきまして、一応フレームをつくりまして、11 月の食糧部会におきまして具体的な作況等を踏まえて修正をしていくということがこの基本指針の意味でございます。まず需要の実績でございますが、これにつきましては - 1 にございますような民間流通米の需要実績、また政府米の需要実績と極めて単純な話でございます。一応速報値といたしましては 45 ページの表 - 2 にございますとおり、837 万 5 千トンが 18/19 年の需要実績の算出でございます。

46 ページはそれを都道府県に、これは作況の補正、県によりまして、できがよかったところ、悪かったところがございますが、そういう補正をせずに、単純に需要の実績という

ことで県ごとにお示しをした数字でございます。

これを踏まえまして、47 ページでございますが、これは需要がどういうふうに行くのだからかということ予測しているものでございます。平成 16 年 7 月の食糧部会におきまして幾多の議論がございまして、平成 8/9 年以降の需要の実績を用いたトレンド式で算出をしていこうと決められたものでございまして、これで算出をいたしますと、47 ページの図 - 1 にございますとおり、19/20 年が 833 万 1 千トン、20/21 年が 824 万 3 千トンという需要の実績が出てくるということでございまして、それを踏まえて速報ということで、19/20 年の需要の見通し 833 万トン、20/21 年 824 万トンと置かせていただいているところでございます。

48 ページの右の表でございますけれども、先ほど御説明いたしました 6 月末の在庫量全体の 261 万トン、うち政府米の備蓄 77 万トン、米の生産量が 19 年産で 828 万トン、これは昨年お決めいただきました生産目標数量でございます。需要については先ほどの需要の見通しということで 833 万トンということでございます。なお、政府米につきましては 77 万トンの下に 40 万トンという数字が 2 つ並んでございますが、これは政府の売り買いの数字でございまして、この時点におきましては例年どおり 40 万トン買い、40 万トン売るということで置かせていただいております。現実には 11 月の作況等を踏まえ、また御議論いただくということになるということでございます。

49 ページでございますが、これらの需給の見通し等を踏まえまして、平成 19 年産から米政策改革におきまして農業者・農業者団体主体の需給調整システムということになりました。そういう中で、49 ページの表 の 1 にございますが、16 年産、17 年産、18 年産、19 年産ということで、需要実績を踏まえた需要見通しのウェイトは、前年の配分実績等そういうことは勘案せずに需要の実績というものをきちっと反映させていこうということで、5 割、6 割、9 割、10 割と伸ばしてきたところでございます。また、その需要実績の取り方については 6 中 4 ということで、6 年のうちの最高、最低の年を除いた 4 年間の平均でやるということをして昨年、食糧部会を始め、様々な場で御議論いただき、決めたところでございます。20 年産につきましても、この考え方を基本としていきたいと考えているところでございます。

次の 50 ページの図が昨年お決めいただきました 6 中 4、10 割、それに伴う若干の作況なり作付けに関する補正、生引き等を整理している図でございます。

以上が需要の関係でございます。

第3として「国の方針編」でございますが、米政策改革の推進につきまして重点的に記載をさせていただいております。様々な活動をしておりますが、今後とも農業者団体、行政等の関係者一体となりまして、生産現場での取組を強力に進めていきたいと思っているところでございます。

67 ページまで米政策改革推進に係る動きを詳しく紹介しておりますが、全てを紹介し切れませんので、ポイントだけ御説明したいと思います。

52 ページで、ともかく品目横断、米政策、農地・水・環境といういわゆる3対策、これを一体的に進めていくということで、県知事や県の農業団体のトップの方、市町村長や市町村、JA の担当の方々、そういうところに本省、また農政局、農政事務所等、何回も出向きまして、いろいろな働きかけを行ったところでございます。また米生産調整という観点で言いますと、52 ページの表 - 1 の2 番目にございまして、特に過剰が顕著と思われる6 県、重点推進県につきまして、本省の方からいろいろな働きかけをしたところでございます。また、52 ページの でございまして、農業者団体におかれましては行動計画の策定や、全中また全集連では種子を購入する際のパンフレットの作成等、独自の取組もなされているところでございます。

また 53 ページでございまして、そういう中でいろいろ課題として出てきたようなことにつきまして、局長通知を出させていただきまして、(ア)担い手運動との連携や、(イ)では地域における米の価格なり、どういうところに売れているのか、そういう情報をきちっと提供すること、また(エ)でございまして、地域協議会という1つの重要な組織でございまして、これの適切な運営ということで、議事録をちゃんと公開すること等、そういう通知を出させていただいたところでございます。

54 ページは県から市町村に対して需要量情報がどのように算定されたかということでございまして、表 - 2 にございまして、一番下にございまして、一律配分、単純に例えば面積で配分するというような県というのが非常に減りまして、需要に応じた米づくりや担い手育成、そういうものに配慮した状況が出てきているということでございます。

55 ページでございまして、生産調整方針作成者、これは農協や大規模農家等、米を扱っていらっしゃる商系の業者の方々等、いろいろな方々がいらっしゃいますけれども、この方々が地域協議会できちっと参画をして、議論をして、いろいろなルールを決めてほしいということで行っており、99%の生産調整方針作成者が参画をしたということでございます。また図 - 2 でございまして、一律配分というところもまだ多いのですけれど

も、例えば大規模農家への配慮や有機等への配慮、需要先との結びつき等、そういう工夫をこらした配分のルールというものも徐々に増えてきているということでございます。

56 ページ以降は、国の支援策の状況についてでございます。まず品目横断的経営安定対策でございますが、秋まき麦の加入申請の受付に続きまして、米・大豆の加入申請の受付を実施したところでございます。米につきましては、18 年産のいわゆる稲得の加入相当面積の 5 割以上を目指すということで加入促進を図ってきたところでございます。6 月からは秋まき麦の作付け等についての受付も初めているところでございます。

また 57 ページ以降、これは産地づくり対策につきまして御報告をしてございます。産地づくり対策、生産調整のメリット措置ということも含めまして、地域において、地域の農業をどうやるのか、そういう地域水田農業ビジョンというものを地域で作っていただきまして、地域で、自由に使える、どういうところにお金を付けるのかということ的自由に決められるという趣旨の交付金でございますけれども、これにつきまして、58 ページ以降、16 年度から 18 年度の 3 年間の取組でいろいろな創意工夫が図られてきたということをお示しをしているところでございます。

59 ページでございますが、19 年度に向けても需要に応じた作物生産の徹底や、担い手リストの見直し、また担い手の育成に配慮した産地づくりの活用という推進を図ってきたところでございます。

その結果として、60 ページでございますけれども、図 - 9 として、これは担い手に絞った質問ではございますが、担い手への重点的な支援ということで、担い手に対して単価を上乗せするとか、農地集積なり作業受委託の用途に対して産地づくり交付金を活用する、そういう取組も増えてきているところでございます。

61 ページは、これは新需給調整システム定着交付金等でございますので、省略をさせていただきます。

62 ページでございますが、集荷円滑化対策について制度だけ簡単に御説明いたしますと、全国で豊作になった、作況が 101 以上になったという場合に、各都道府県におきまして豊作、101 以上になったというような場合に、本来、そもそもこの対策に参加されている農業者の豊作分のお米については隔離をするという仕組みでございます。これに対して米穀機構の方から無利子の短期融資 3,000 円、また支援金としての 4,000 円、そういうものを作りつつ、1 年間売る努力をする。ただ、仮に売れなかったとすれば、米穀機構の方に現物で弁済することも許容するという仕組みでございます。その状況でございますけれども、

63 ページでございますが、これがこれまでに発動されましたのは 17 年産だけでございます。17 年産は作況 101 ということで、7 万 5 千トンが現物弁済をされたところでございます。米穀機構の方に 7 万 5 千トンあるわけでございますが、63 ページの表 - 7 にございますとおり、米粉パンや加工用、飼料用、シリアル用等ということで、これまでに 5,700 トン強が販売できたという状況になっておりますが、いずれにせよまだ 6 万 9 千トン残っているわけございまして、これの処理につきまして、主食用等に売ってはいけない等いろいろな制約がございますが、速やかに販売していくことが必要だと考えているところでございます。

以上のようなことをまとめましたのが 65 ページございまして、豊作等によります生産過剰の際にどのような政策体系になっているかということを示した紙でございます。まず出来秋の段階で、先ほど申し上げた豊作だったという場合に、集荷円滑化対策で参加されている方々の豊作分というのは一応隔離をするということになる。その上で、価格が下がったという場合におきまして、担い手につきましては品目横断的経営安定対策の方で価格の補てんをする。また担い手以外につきましては、これは 3 年間の時限措置ではございますが、稲作構造改革促進交付金という形で、米につきましては担い手以外の方々についても価格の補てんをする。仮に翌年の秋にもし売れなかったという場合には、持越在庫の対策ということで、集荷円滑化対策に次の年の秋に参加するということ認める、流通改善対策ということで、持越在庫の若干の保管経費の支援、こういうスタイルで生産過剰に対する対策を仕組んでいるところでございます。

66 ページ、「日本型食生活」の普及、推進ということで「バランスガイド」、また特に朝食の欠食が非常に問題になっているということも含め、米の消費拡大と申しますか、若年層をターゲットとして朝食欠食の改善ですとか米飯学校給食につきましても、これは徐々に増えてきておりますが、地域によってやはり増えているところ、少ないところとございます。これらに対する支援等を行っているところでございます。

また 6 でございますが、全国米穀取引・価格形成センター、先ほど状況を御説明いたしましたが、落札率等非常に低いというようなところでございます。運営委員会が開催されて、19 年産米からの取引につきましては、市場実勢をより反映させるための仕組みの導入等を内容としたルールの見直しというようなことも決定されたというところでございます。

また、7 の需要情報に関する情報提供ということで、これは本年の 4 月から全国出荷団

体等、米穀機構とも連携をして、政府の備蓄米、全国出荷団体、これらが扱っているお米について、契約の状況なり価格につきまして、それぞれのホームページを活用して情報提供を開始したところでございます。これが地域の段階におきまして、やはり農家まで、自分の作っているお米がどういうところにどういうふうに売られているかということをお伝えしていくということが非常に重要なのですけれども、後ほど参考資料の中で御覧いただければと思いますが、先進的なものもあることはあるのですけれども、なかなか進まないということもございまして、このあたりが課題だろうと思っているところでございます。

最後に安定供給に向けた取組ということで、2の備蓄運営でございますが、基本的な方針はこれまでと変わりませんけれども、米の回転備蓄を適正かつ円滑に運営させていくために民間流通米の流通に極力影響を与えないことを前提といたしまして、原則として年産の古いものから順に市場における米の市場価格を踏まえて適切に販売するとともに、これに相当する量について新しい年産米を買い入れる、そういうことによって、年産構成の適正化を図っていくという基本的な考え方の下、 から に書いておりますような具体的な運営の方針を示しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご議論よろしくお願いたします。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました基本指針につきまして、どなたからでも結構ですので、忌憚のない御意見、あるいは御質問をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか、米濱委員。

米濱委員 63 ページに米粉パンで 238 トンということで、我々協会としましても、米粉パン、米粉をいかに使っていくかということで非常に苦心をしておるわけです。それで、実は今日も私は朝からその米粉パンを使っているレストランに朝食を食べに行き行って食べたのですけれども、非常においしいのです。それでそちら、今、月間 20 万食ぐらい売っておられるのですけれども、何せやはり価格が非常に合わない。もう少し米の需要を拡大するためには、販売促進費のような形でこういう米粉を使用する分野をもっと広げるように、そういう何か施策はできないのか。ある給食を見ましたら、ある県ではその差額を市が負担をしている。市議会議員が議会にかけて、市に補てんしてもらって給食に週に 1 回使っている。米粉パンをですね。そういうことで、今、我々としてもこの問題について、非常においしい、品質的にはいいものができるということはわかってきましたので、ですから価格の問題を何とかできないのかということをお尋ねしたいと思っております。

林部会長 いかがでしょうか。これは後からまたまとめてお答えいただくことにいたしますので、まず御意見、御質問等をいただければと思います。

どうぞ、木村委員ですね。

木村委員 62 ページ、63 ページあたりの集荷円滑化対策の件ですが、今たまたま米粉パンの話があって、私ども、随分米の粉を使ったパンをつくっておりますけれども、粉を販売するためにいろいろテストをさせていただいておりますけれども、結構これはいいものができるなという感触は持っております。今、おっしゃられたように、どうしても価格的に、小麦と比べるとおよそ2倍近くの価格にはなってしまうというところで、そこら辺の価格の歩み寄りができるような対策が取れると、やはり動きは変わってくるのではないかなと思うのであります。

それとちょっと関連するかもしれませんが、この過剰米、現在、およそ7万5千トンというのが弁済米といいますが、そのうちおよそ5千~6千トンが販売をされるということですから、この2年ぐらいの間に全体の1割、売れるか売れないかというところであらうかとございますね。今年のお天気はどうなるかわかりませんが、これでまいりますと、当然この売却数量ぐらいで言いますと、積み上がりの方がどうもこれから先、多いのではないかなという懸念があるのですが、そこら辺についてはどのようにお考えになられているのかということも伺いたいと思っております。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、ここでお二人からいただいたお話について答えていただければと思いますが、事務局の方でいかがでしょう。

枝元計画課長 ありがとうございます。

まず米濱委員の米粉パンの話でございますけれども、これは現物弁済米だけではなくて、米粉パンという形での動きというのもございますし、米の消費のところでも申し上げましたとおり、これまでの主食、もしくはこれまでの伝統的な加工だけの需要ではなくて、いろいろなところにもかく需要を広げていくということが非常に重要だと思っております。そういう際にパッと思いつくのは、例えば海外の市場だったり、小麦代替だったり、エサの代替だったりという、そういうことなのだろうと思っております。そういう中での価格の格差ということについて、そこはやはり生産の段階でのコストをどうしていくのか。主食を作るお米とそういう米粉にするお米と別に作り方が一緒である必要もないのだろうとか、多分いろいろなところでいろいろな検討をしていく必要があるのだろうと思っております。そう

いうことをきちっとやりながら、やはりその需要というものをどういうふうにつかまえていくのかということ、これは生産、流通、販売、また私ども一体となっていていろいろ考えていく必要があるのではないかと考えております。いきなり今の主食を前提としてその価格差をどうこうという、なかなかそういう議論から始めるものでもないのだろうなと思っているところでございます。

それと同様の話ではございますが、木村委員からございました集荷円滑化の状況でございますけれども、今、米穀機構におかれましていろいろな努力をされまして売っていらっしゃるという状況でございます、ここまで積み上がってきている。ただ、御指摘いただきましたとおり、一挙に7万トンがはけるというふうな状況にはなっていないということはそのとおりだろうと思えます。仕組みだけ申し上げますと、国の方から無利子の貸付をいたしております、あと生産者の拠出金がある。それで、これら販売したことについての基金の運用益等を含めて、それらの範囲でどういうふうに戻していくか。一応、事業の仕組みといたしましては、基金の運用益を通じていろいろなところにもやっていくということでございますけれども、基本的に国からは無利子の貸付でございますので、こちらの方は使えませんので、仮にこの7.5万トンをもし価格を安いように処理するとか、いろいろなことを検討するのであれば、それはそれとしてこの基金についての活用をどういうふうにするのかという議論になってくるのかなと思っているところでございます。

林部会長 ありがとうございます。

よろしいですか、今のお答えで。

私、先ほど、3日前に鳥取に田の草を取りに行ったと言いましたけれども、その1日前は5日間ほどタイに行っておりました。東南アジアには月1回ぐらい出掛けているのですが、どこへ行ってもやはり米で作った麺類は本当においしいですね。今日の47ページで見せていただきましたけれども、この回帰が、右肩下がりの回帰がずっとこのまま続くというのは本当に残念なことで、麺類であるとか、東南アジアなどでは本当に米から作った麺類が、タイ、カンボジアだけではなくてベトナムなども随分ありますし、何か日本で、今御指摘いただいたのは価格の面が非常に大きいのだということをおっしゃっていますが、そのことも含めてぜひ定着、日本人らしい米の麺のもっと拡大というのができたらすばらしいなと思いながらタイから帰ってきたところであります。

今、事務局からお答えいただきましたが、よろしかったでしょうか。

米濱委員 余りよくわからない、(笑声)もう少し、生産の方に……。

林部会長 はい。

米濱委員 需要を拡大するためにどうするかということに力点を置いていかないといけないと思います。生産をどうするかというのは今までどおりであって何も変わっていないと思うのですけれども、もっと、市場はどんどん変わっている。確かに私のところでトンカツの店をしているのですけれどもね、100軒ほど。そうしたら、最初、白米だけ、白御飯だけをずっと出していました。10年前から大麦を3割入れて販売しました。お客様に、白御飯にしますか、麦御飯にしますかと聞くと、最初麦御飯を食べる人が1割だったのです。それが今は半々ですね。五分五分です。それで、麦御飯を食べる人の大半は若い人なのです。我々の年代、私の女房も麦御飯は昔を思い出すから食べたくないとか、友達も、麦御飯は昔食べたからもういいと言うのですけれども、若い人が食べているのですね。今、レストランでも加工米でチャーハンとかピラフとかお粥とかというのがよく出る。ですから、需要拡大のための何か試験所、研究開発の方もいろいろいらっしゃるので、もう少しそっちの方に力を入れるような、価格補てんをするというよりは、そういうことの研究の方にしていただいたらどうなのかなという、ただ価格を埋めることだけではなくてですね。ちょっとそういうふうに思いました。

林部会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、次に富士委員、そして神田委員とお話させていただきます。

富士委員 それでは、私の方から4つほど意見といたしますか、質問も含めて4点ほどお願いしたいと思います。

1点目がこの資料、指針の案の49ページにあります都道府県別の需要量に関する算定についてであります。これはこの49ページの右側下の経過にありますように、19年産、需要見通しのウェイトは10割ということで去年から始めてやっているわけですが、去年も言いましたけれども、この方向については全く異論がないわけで、需要に基づいて算定をするということについてはまさにその通りだと思っているわけですが、ただ、1つは6中4ということで、過去安定的な数字を取るわけですがけれども、それでも凸凹が出るという点についてどうするか。例えば、毎年10万トンぐらい需要が減少しているわけで、生産を減らすという基本的なトレンドがあるわけでありましてけれども、生産を増やしていいという数字が場合によっては出るというところがある。例えば、1,000トンだったものが1,100トンにしていよいよと、しかし翌年は800トンに減らすという、本当は1,000トンから900、800というふうに徐々に減らしていくことなのだけれども、数字の取り方によっ

て1,000 トンを1,100 トンに増やしていいよ、翌年800 トンという場合、300 トン、逆に減らさなければいけないようなのです。そういうことも数字上、出てくる場合がありますので、そういう場合の基本的なトレンド、誤ったシグナルを県なり産地に与えないような調整の方法というものをやはり考えておく必要があるのではないかと。

2点目は政府米の問題ですが、政府に売るといことなのですが、政府米は、一度、政府は買ったなら、売るときは1年間、新米では売らないわけですね。古米で売っていきます。古米で売っていくときも、1年で売り切れる場合もあれば、そうではなくて、2年、3年かけて売られていくという場合もあります。そうすると、例えば10万トン政府に買ってもらっても、それが3年かかって売れていったり、しかもそれが平均で売れなくて、米が足りないときに売れますから、政府米は、つまり、いっぱい売れたときは、今度は6中4ということで、一番上の数字と一番下の数字はカットされてしまうわけで、そうすると政府米として一番売れたときの数字はカウントされないとか、そういう政府米の性格と申しますか、そういうところがあるのだけれども、それも一律的に計算してしまうと、やはり実態と外れたものになる。

それから算定での3つ目は、生産調整をきちんとやっている県とやっていない県があって、やっていない県が生産数量を増やすというと、全体が減らしていかなければならないときに、そういう不公平感みたいなものも根強くあるわけで、その辺の数字の調整と申しますか、補正みたいなものをやれる余地をやはりルールとして持っておくべきだ、と去年も言いましたけれども、その辺のことができるような算定の方法にしていきたいというのが1点目です。

それから2点目は、政府米の役割と申しますか、米の需給と価格に関する政府米の位置付けとか役割というのを改めてお聞きしたい。これは先ほど資料にありましたように、政府米の今の在庫は77万トンです。けれども、適正在庫水準というのは従来150万トンとか100万トンプラスアルファとか言われていましたけれども、その辺をどう考えていらっしゃるのかということと、40万トン売って40万トン買い増すというのが基本でいいということではありますが、やはり需給がどうなるか、価格形成がどうなるかということも踏まえて、政府米の機動的な役割と申しますか、買入れ、売渡しを通じて、それは限定的な役割しかないとは思いますが、その中でもどういうふうに需給と価格の安定に対する政府米としての位置付けなり役割を考えていらっしゃるのか、改めてお聞きしたいというのが2点目です。

3点目は、この資料の65ページにいわゆるセーフティネットの図がございますが、米価が下落したときの影響緩和対策というのは当然計画生産、実施者についてあるわけですが、豊作による対策もあるわけですが、作況103以上になると財源的にも持つか持たないかというような豊作対策がある。作況103を超えるような場合、やはり米価が下落することがある。それから計画生産をやる、やらないということで下落する場合があります。それから消費量が予想以上に減少して需給が合わなくて下落する場合があります。そういう意味でセーフティネットの米価下落は65ページの図の真ん中に用意されているわけですが、よくわからない方もいらっしゃると思いますが、今、玄米で1俵平均で15,000~6,000円ですが、この下落対策は1俵1,000円ぐらいの財源しかないわけですね。そういう意味で、セーフティネットはあるのですが、1俵1,000円ぐらいの財源しかない。だから、1,000円以上下落した場合にどうするのかという、その辺の手だてを検討しておく必要があるのではないかとというのが3点目です。

4点目は、これは非常に大きな話といたしますが、長期的な話なのですが、エサ米の話です。それは今、世界的にエタノール需要でトウモロコシが上がり、トウモロコシが上がることによって麦、大豆の作付けが減って、麦、大豆の価格がまた上がるという、世界的に穀物価格が上昇しています。その中で日本は関税ゼロのアメリカ産のトウモロコシを大量に輸入して配合飼料を作ってきました。だから、世界の畜産の中でも、多分日本の配合飼料というのはトウモロコシの原料依存度が非常に高いのではないかと思います。そういうことも改めていくといたしますが、もう安いトウモロコシは手に入らないとなれば、トウモロコシの割合を低めていく。しかし、家畜に与えるエサとしての栄養のバランスを取るという意味で米に着目するということはあると思います。今までは余りにも価格差があって話にならないということでありましたけれども、そういう形で穀物価格が全体的に上昇しているということになると、それから米の消費量がこうやって毎年減少していくという中で、水田の有効な活用ということですから、麦とか大豆とかを作るわけですが、やはり水田は水田として、エサ米として活用していく方法はないのかということで、品種改良によって収量を2倍、3倍にしていくという品種改良における研究開発、それから直播きだとか不耕起だとか、そういうことで営農上の改善努力をやってコストを極端に下げていく努力をすとか、それからいろいろな価格水準での支援をしていくとかということで、この米の消費量が減少していくという中で、いろいろな消費拡大の手立ては打っていくにしても、100万ヘクタールという水田の転作を有効にやっていくというためにも、エサ米

を中長期的な課題として検討していく必要があるのではないかと思いますので、その辺について政府としての意見があればお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点でございます。

林部会長 ありがとうございます。これについてはまた後ほどお答えいただくことにいたします。

それでは、神田委員、どうぞ。

神田委員 私は生産者の方々、いろいろ御苦労があるとは思いながらも、消費者の立場ということで発言させていただきたいと思います。

全体の御説明をお聞きいたしまして、まず最初のところで、低価格米を多くの消費者が購入をしている実態があるということを数字を示しながら話があったと思います。一方で、重要な取組として、米価の下落を招かないための生産調整だとか需給調整をするということが重要な課題として挙げられている。そういった中で米の消費拡大が言われたり、あるいは政策のところに消費者重視、あるいは市場重視というのを書いてございました。そういう政策があると言っていて、そういったところを見ますと、もっと低価格になれば消費の拡大もするだろうと単純に思ったりもいたしますし、それが低価格のお米を買っているという実態から見ると、消費者重視ということに繋がるのではないかというふうに思いながらお聞きいたしましたけれども、全体にあまり消費者重視、市場重視ということが感じられないのですね、今日の御説明の範囲では。ですから、そういったところをもう少し御説明いただくのと、消費者重視と、それから生産調整なりそういった調整との関係ということをもっと少しわかりやすく消費者に説明する必要があるのではないかというか、私自身もその辺の説明をお聞きしたいと思います。低価格についてどう追求しているのかというあたりも具体的に教えていただきたいというのが1つです。

それから、もう一点別の話でもよろしいでしょうか。質問なのですが、40ページのところの法令遵守の問題です。この問題については、平成19年の問題があったということで説明の滑り出しにはなっておりますが、こういったお米の表示の問題については昔からなくなる問題として様々な内容はあるでしょうけれども、なくなってこなかった。そういったことを受け止めて今後も徹底した取組をしておっしゃっておりますけれども、監視・指導をやっている例としてこの から を挙げております。ただ、 と つきましては監視・指導というところにつながるようなチェックができるのかどうかということで、例えば について実際に職員を配置をしていて食品全般の表示の監視をしているわ

けで、その中でお米の監視というのはどの程度やっていらっしゃるのかというあたりですね。そういったことをお聞きしたいのと、今後徹底した取組をと言うけれども、この から を指しているのか、これにプラスしてどんなことを考えていらっしゃるのか、監視・指導だけではなくて、もしかしたら構造的な問題があるとすれば、そこを何か改善しなくていいのかというあたりの問題意識もお聞きしたいと思います。

林部会長 ありがとうございます。

これはまとめて後から、福代委員のお話をいただいてから。どうぞ、関連ですね。

福代委員 はい。ただいま富士常務の方からかなりお話しいただきましたので多少ダブルのところもあるかと思えますけれども、今回の選挙結果に見られるように、農業者は、今、非常に不安を抱えながらやっているわけです。今年の米の価格がどうなるのかとか、それから、今、集落営農をどんどん行っておりますけれども、これが本当に経営としてこれから安定的に継続できるかどうか、大変な不安がございます。そういった中で、ぜひとも農業者が安心して農業ができる、そういった有効な対策を取っていただきたいということが1つございます。

それから、先ほどの関連で飼料用米とかエタノール等に関しまして、今、いわゆる畜産農家、特に肥育の方たち、もうあと数ヶ月もたないという大変な状況に追い込まれております。それで、もちろんトウモロコシ等が主となりますけれども、先ほどの中にありますように、ミニマム・アクセス米とか過剰米とか、エサの方に多少回されております。こういったものが緊急的な措置として安価に提供できないものだろうかということが1つございます。

それから、今、こういったいわゆる人が食べない米等の生産につきましても、コストは同じようにかかるわけです。虫を防ぐための消毒とか、それから草取りもやらなければいけない。ですから、農業者がこういった米づくりにも取組みたくなるような、そういった効果的な支援もしていただきたいなということがございます。いわゆる米づくりはもう言うまでもないのですが、水田は3兆5千億円という大変な貨幣評価される多面的機能も持っておりますので、十分に考慮しながら需要拡大も進めていただきたいなと感じます。

それからあと2、3点あるのですが、あわせてよろしいでしょうか。

19年産米からの新システムへの移行なのですけれども、これは農業者とかJAにとっても初めての取組で、今、全国各地で19年産米の計画生産に向けて円滑に実施されるよう

一生懸命取り組んでおります。農水省の方でも農産対策の周知徹底、いろいろ手立てをしながら図っていただいております。しかしながら、生産現場の方では、農業者・農業者団体が主役という言葉が先行してありまして、農水省の方で行政も十分な支援を行う、いわゆる団体等と一体となつての取組が必要と言つていただいても、市町村によってはいわゆる生産調整の取組から撤退していく方向のところはかなりあると聞いております。特に、JA と結びつきがない、いわゆる生産調整非協力者への誘導ですね。そういったところに対しましても行政の方が一步前に出ていただいてきめ細かな指導とか支援をしていただかないと、新システムの定着はうまくいかないのではないかと考えます。こういったことから、農水省とされましても、今にもまして県とか市町村行政に対しての指導、今は県とか市町村におきましては「指導」という言葉はなかなか通用しなくなって、いわゆる「協同」とか「連携」とかというような形が取られているようですけれども、ぜひ「指導」していただきたいということをお願いしたいと思つています。

それからもう一つ、67 ページの方に日本型食生活の普及・啓発が載っております。これは食育と連携をしながらということですが、特に私たちが懸念しておりますのは青少年の健全な心身の育成、これはいわゆる「食」というものを育むためには健全な農畜産物、食料があつてこそでありまして、今の自給率がなかなか上がらない日本の食事情を取り巻く環境というものも含めながらの、私たちはいわゆる「食農教育」と言うのですけれども、そういったところにもちょっと視点を向けながらの日本型食生活の普及・啓発を行っていただければと思つています。

ちょっと長くなりましたが、要望も合わせてでございます。

林部会長 ありがとうございます。時間が 40 分ぐらいまで、この御質問、御意見、それに対する事務局からのお答えというものを想定しておりますので、今日初めての委員の方もいらっしゃるから、なるべく多くの委員の方に発言していただきたいと思つていますので、引き続いてどなたか御意見、あるいは御質問があればお受けしたいと思つています。

藤岡委員 40 ページのところにコンプライアンスのことが書かれてありますが、その下のところにいわゆる加工原料用に仕向けられた米穀が主食用に供されると見分けがつきにくい云々と書いてありますが、これと直接関連するわけではないですが、私、去年もこの部会で話をしたかと思つていますが、今の米、玄米の検査制度ですね、現在、1 等、2 等、3 等、あるいは規格外、そのほかにこの加工米だとか、あるいは調整段階で出るくず米と言われる米であります。玄米では 1 等、2 等、3 等が検査されて表示されるわけですが、こ

れが消費者が白米を買うとき、これはどれが1等なのか2等なのか、あるいはくず米を調整したのか、加工米が流れてきたのか、これは一向に見分けがつかないわけです、消費者には。ということは、それは不適正表示には当てはまらないわけですが、昨今、去年あたりから比べるとかなり1等米の比率も上がってはきています。これは非常にいいことだと思います。しかし、それがじゃあ消費者にきちっと還元されているのかと言えば、1等米であろうが2等米であろうが、精米段階ではただの精米として出す。そのところはやはりそろそろ見直すべきではないかと考えています。

といいますのは、これは需給にも微妙に関連してくる問題だと思っています。いわゆる1等米比率を上げようと思えば、当然選別機のみ目の目を大きくするわけです。ということは、その下に良質のくず米が出るということです。良質のくず米がさらに選別されて「中米」と称して、それが精米で出回っている。それが、今現在もおそらく農水省の方でもしっかりした数字はつかめていないのではないかなと思っています。これが転作の達成、未達成もありますけれども、需給調整に非常に影響を与えてきているのではないか。20万トンとも30万トンとも、あるいはそれ以上とも言われている量が出回っているのです。それにまさにさっきここにもありますように、不適正な加工米などがこれに流れてくると、またさらにこれは圧迫してくるわけです。したがって、もうそろそろ米の検査制度、これをきちっと見直すべき時期に入っているのではないかと考えております。

林部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、どうぞ、中村委員ですね。

中村委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、先ほどお話が出ておりましたように、今、世界中のすべての穀物が大暴騰しているわけですが、そういう中で米の国際価格の動向、それからSBS米の直近の輸入動向、それから、それによって国内のお米の需給にどういう影響を与える可能性があるかということについて教えていただければと思います。

林部会長 はい、これについては後からお答えいただきます。

青山委員も今、手を挙げられましたね。

青山委員 2つ、1つは感想で、1つは質問なのですけれども、初めてこの会議に参加させていただいて、今、説明を受けて、こんなにやはり消費が縮小しているということを改めて感じました。日ごろ現場を取材をしているのですけれども、これだけ数字に表れているということを改めて感じたのですが、これを産地の生産者がどれぐらい危機感として

感じておられるのかなと思いますと、まだまだだと思うのです。言葉の使い方がやはりちょっと曖昧だと思うのですね。たとえば「重点推進県」という用語が使われています。これを生産者が聞くと、「ああ、何かを重点的にやるのかな」と思うのですが、「大変お米が余っている」というようなはっきりとした言葉で言った方がいいのではないかと思います。産地での説明では、依然として「売れる米づくり」というようなキーワードを一生懸命掲げておられますが、現実をもっと見つめてもらえるような情報発信をしなければ、ますます自分達の首を絞めることになるのではないかなと感じました。

もう一つは、質問させていただきたいことなのですが、もしかしたらこの会議には余りそぐわないかもしれないのですが、長期的に、例えば5年後、10年後、米の食糧の確保をどう考えておられるのかということをお聞きしたいです。といいますのは、先ほど福代さんもおっしゃったのですが、将来的にはもしかしたらお米が足りなくなるのではないかなという気がいたします。担い手の方が高齢化しておりますし、もう一つは集落営農のことなのですが、実際に現場を回っていると、大変善良な方々が懸命にやっておられるのですが、経営的な感覚があるかということ、それはほとんどやはりない方がほとんどなのですね。決算書を見てもやはり営業外収入ということで、補助金で何とかやっているという状況ですので、この政策が終わるとやめてしまうという集落営農組織が多くいるのではないかなという感じがいたします。そういうことを考えると、果たして担い手の方ですとか大規模農家だけで日本の食糧、お米を賄っていけるのか、その辺の見通しをどう考えていらっしゃるのかということをお聞きしながらこの資料をちゃんと読み進めていきたいと思ひまして、そのことをお聞きできればと思ひました。

林部会長 ありがとうございます。今井委員、どうぞ。

今井委員 では、今のお話に関連して、19年から21年までは産地づくり交付金や他の政策がありますが、22年以降、どうなるのかとても不安です。食料情勢もそうなのですが、経営面で販売農家がどれだけ生き残れるか、とっても心配しています。そういう意味でも産地づくり交付金が、今、すごく地域が創意工夫していろいろな取組に使われていて、確かに今まで以上に活性化に向けて取り組まれてはいるのですけれども、実際にその交付金がなくなった場合、定着できるのかとか考えたときに、私たちの地域ではなかなか米以外のものに取り組みめないような土壌ですので、そこら辺がすごく心配になっています。そういうことを考えて、やはり今から所得補償ということの本格的に考えていただきたいと思ひます。

それから、11 ページに生産コスト、11,000 円ということが載っていますがけれども、実際、私たちの地域というのは基盤整備がやっと 30%台から 40%台になったぐらいで非常に遅れているところなのですが、これが実際に工事に取りかかっています、計画どおり進むのか、そのこともすごく心配しているところです。それで、そこに例えば縄文土器が出たとかとなると、これは文科省の担当になるのだと思うのですが、農水予算が充てられているとか、それが結局基盤整備を遅らせる原因になったり、それから、道路が広がったことによって農業以外の車が結構通っていますので、国土交通省から予算をもらえないのかとか、あと環境に配慮した多面的機能から考えれば、環境省なりそちらからの予算というのも農水予算に充てられないのかということ、各省庁と連携として具体的に数字的に挙げられたらいいなと思っています。

林部会長 ありがとうございます。それでは、深川委員、どうぞ。

深川委員 質問が1つあって、44 ページに輸出手続の話がありますが、私はやはり大きなピクチャーを考えていったときに、とにかくこの国の場合、どんなに米だけを食べようとしても、もはや人口が減るといこの実態からはもうどうやっても逃れられないということ、ボトムラインに、やはり様々なりスクを軽減していく政策をやるしかもうないと思うのです。そのときに1つの、少なくとも可能性としてあるのは、やはり輸出の可能性を自ら積極的に進めるということだと思います。日本のお米は確かにおいしい、値段という要素はありますけれども、非常においしいし、安全性に対する信頼感も非常に高いわけです。海外に行けば圧倒的な味の差というものを実感することができます。特に、炊き立ては大したことはないのですが、冷えたコンビニのおにぎりになったときのボトムラインというのはもう全然違うものなのです。それは丹精の、とにかくお金のみならず丹精さのかけ方が全然違うのです。需給がどうなるかというのは完璧な予想はだれにもやはりできないですが、まあ少なくとも今までのような輸出はほとんどないものというのを前提にする時代ではなくて、明らかにあの値段であっても、安全性とおいしさで買ってくれる消費者というのは世界に無限にいるのです。実は。

そのときにこの手続上で見ますと、輸出相手国業者との販売契約とか販売残が生じた場合の処理方法について協議するということになっています。しかし、これは具体的には地方農政事務所によって認定されなければいけないらしいのですが、誰が、どういう行政単位で、どういうことを考えてこの認定をするのか。それからこういう時代ですから、これからいろいろなことが起きてくる可能性はあって、日本の米が非常においしいということが

わかってしまった某外国の貿易業者の方とか、あるいは個人が突然インターネットでメールを打ってきて、私に何トン売ってくれませんかと言った場合に、突然こういうことに対応しようとした場合、この手続を正式には取らなければいけないのだと思いますが、勝手に輸出してしまって違反した場合には何かペナルティがあるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

林部会長 はい。竹内委員、どうぞ。

竹内委員 全然整理されていないのですが、最初の局長の御挨拶に、ちょっと遠慮しながらいろいろな思いがこもっていると、こういう表現は農林省の人は大好きなのですが、これはなかなか意味深いことをおっしゃっているのではないかなというふうに私は感じました。食料・農業・農村政策審議会ですか、あるいは法律もそういう名前になっていますね。その「食料」という言葉とこの「食糧部会」の「食糧」とは、確かに、あまり気が付かなかったのですが、よく見たら字が違いますね。つまり、「食料・農業・農村」というこういうテーマでいろいろな問題を議論しているときに、そのうちの一部の、「食料」のうちの「食糧」、この部会でございますね。そうすると、おそらくおっしゃっている趣旨は生産、消費サイド両面から見て、何と言うのですか、グレインの世界ですかね、米麦。これを中心とした世界をまず第一に扱う。しかし、そのことは農業、生産、消費全体、それから農村の問題、そういうものも全部関連はあります。こういう関係になっているのだと思うのですね。

そうすると、まず一番大事なのはこの「食料」の狭い意味の「食糧」、これについて長年議論してきて、ある程度の整理ができて、今、実行段階になっている。その一番基本はもう皆さん十分御理解されているので触れる必要はないかと思いますが、ビジネスである。売れなければ話にならないという意味でビジネスだと。しかし、供給過剰基調がありますから、これは遠い将来は別として、今のところ3割ぐらいあるのですか、ですから計画生産である。したがって、生産調整が要る。消費者は十分理解しているのかと、これはカルテルですから。しかし、ここが基本だという整理になっていて、その本道を生産者の自主的なものに戻そう、本道に戻そうということで整理が行われて、今、実行段階にあるということではないかと思うのですね。したがって、引き続いて過剰基調にある、人口は減少していく、消費の世界を見ると生産者レベルでの一人当たりの消費の減少が一番高いという状態は何十年も続いているのです。これはよく理解ができます。したがって、需要量に合うような生産体制を確保することが何と言っても基本なので、これが崩れたら全てのこ

の議論の土台は土台から崩れてしまって、価格の暴落を阻止する手法はおそらくないでしょう。ですから、こういう議論でまとまってきて、他のテーマ等含めていよいよ農政の大改革だと、こういうものの実行段階に来ているということです。私自身はこの基本方向、これをしっかり生産者サイドが頑張っけて守ってほしい、こういうことが第1だと思います。

それから2番目は14ページ、改めてこの図を見ると、これはいよいよ時期が来たかと、徐々に、徐々にではありますが、つまり稲作農家の年齢構成、これはお米が一番極端だと思いますが、もう5割が70歳以上なのですね。したがって、あと5年、10年の間に世代交代が来ることは、これは間違いないわけです。その世代交代の過程をどうやって5年、10年後の、まあ目標の数値、姿がありますから、それに結び付けていけるのかということに、もうこれが構造問題として一番大きなテーマなので、その構造問題がうまく乗り切れるかどうか、これが2番目に最大の問題だと思います。これもやはり米麦が中心のテーマですね。

したがって、この大きな構造変革、これは間違いないから来るわけですから、後手、後手にならないように、やはり世の中の変化は、国際的にも国内的にも、あるいは消費者の意識も非常にスピーディに変わっていきます。これはもう間違いないことなので、どんどん情報は共有化されていきますし、知的レベルはどこへ行っても上がっていきますから、変化に対応するためには後手、後手にならないように。これはビジネスですから、ビジネスが後手に回ればどの分野のビジネスも取り返すのは容易ではないのです。ですから、こういう年齢構成が、いよいよ世代交代がもう迫ってどんどん毎年進んでいく、それに対してどう対応するのか。放棄地がどんどん増えてしまうというようなことがないようにしたいというのは生産担当者としては当然のことです。環境の問題もあります。したがって、これについて、今、用意している基本的な農政の柱、実行中の柱、これが崩れないようにしてほしい。さらに、いろいろな知恵をその方向に向かって、まだまだ知恵を出す余地がいろいろあるだろうと思うのです。それをどんどん知恵を出して、ここは食糧部会ですが、他のことを議論してはいけないということではないので、他のことも議論する。しかし、ここで議論する1番目は1番目であるということをはっきりしている。周辺の問題もここでも議論する。もちろん、審議会全体でも議論するのですが、その根幹的なことの方角性について後退をしている時間的余裕はないということではないかなと、ちょっと感想めいたことを申し上げさせていただきます。

林部会長 ありがとうございます。岩崎委員にお話しいただくと全員にいただいたことになりますので。

岩崎委員 私は会社ですと海外から食料を輸入する側、ないしは海外に駐在して、その国からトウモロコシだとか小麦だとか大豆、そういったものを調達して買い付けて日本に輸出する、ないしは三国に販売する、こういう仕事をしてきておりましたので、日本国内の米穀という、お米についてはあまり知識がございません。そういうことで、ちょっと場違いなお話を申し上げるかもしれませんが、今回、政府の米穀の買入れの検討ということでお話だと思ってまいりましたが、そこで需給の基本である期末在庫の予測、これをお聞きしますと、どうもしっくりした数字が出てこないというのが実感でございます。一方で、主食の方ですか、二百数十万トンという在庫見通しが出ております。これは玄米ベースなのか精米ベースなのか、これもおそらく玄米ではないかなという気もするのですが、よくわかりません。一方で、ミニマム・アクセスの方、WTO の合意事項に基づいて日本が買入れを義務づけられている部分ですね。この在庫が175万トンぐらいに積み上がっているということがどこかに書いてあります。そうしますと、日本の米の需給を考えている場合は、合わせて400万トンぐらいになりますと、銘柄、食味、そういったことを無視しますと、年間需要量の半分ぐらいの在庫を持っているということになりますね。この中で政府がどういう介入の仕方というのですか、単年度の需給計画の中でどういう関与のされ方をするのか、この点をもう少し整理されてお話をされればいいのではないかなと思うのです。

例えば、国内の米穀を前提にした、御飯用のお米を前提にした生産をやってしましても、必ず品質に合致しない格落ち品その他が出てくるわけですし、単年度では気候の変動で大きく需給がブレる場合がございます。これは農産物につきまとう現象で、数年に一度はこういうことは覚悟しないとイケない。そうしますと、そういう緊急事態にどういう在庫を持つのかという視点が1つ必要だと思うのですね。それが最近では縮小均衡だということで安住してしまって、そういう最後のバックストップとして政府が果たす役割、そういうようなところでの在庫の持ち方、その中にミニマム・アクセスで買わざるを得ない量で積み上がっている百何十万トンですね。これが充当できるのかできないのか、この前の米不足のときの経験を見れば充当できないことははっきりしているわけなので、そういったところの整理のないままに需給の議論が進んでいきますと、どこかで大きな見落としがあるのではないかと、こういう気がして、私からのコメントにかえさせてもらいます。

林部会長 ありがとうございます。

委員の皆様全員から御意見、あるいは御質問をいただきました。この御意見につきましては議事録に留めるだけではなくて、それはもちろんのことながら、次回以降の論議に生かし、できることはぜひ施策に生かしていただきたいと思いますので、後ほど議事録のことについては申し上げたいと思います。

とりあえず、幾つか質問も出ておりますので、あるいは御意見に対するお答えでも結構ですが、まとめてお答えいただけますでしょうか。

枝元計画課長 十分にお答えできるかは別にいたしまして、幾つかのジャンルにしたがってお答えいたします。

まず生産調整の関係で富士委員からございました、県別の需要量につきましてはもう富士委員御案内のとおり、いろいろな議論を踏まえた上でやっております。政府米につきましても過去、政府米で買って主食に売れなかったという経験もございまして、そういうことも含めて算定しております。そういう取扱いをやっております。ただ、基本的にはやはり需要の実績というものを前提としてやっていく、そこに生産調整をやっている県とかやっていない県があって、やっていない県についてその需要実績とはまた別に調整をする、そういうやり方はしないということを基本としつつ、いわゆる生引き等のことも含めて、また 11 月で作況等を見ながら御相談をさせていただきたいと思っているところでございます。

また、福代委員から新システム等につきまして、行政といいますか、市町村が後退をしているというようなお話等ございました。今回、私どもも含めているいろいろ各地方にも行かせていただきました。基本的には新システム需給調整という観点におきましては農業者・農業者団体が主体となるということだと思っております。ただ、水田農業とか、その地域の農業をどうするかということは、市町村、県、そういうところが、当然のことながら、やはりその振興ということ考えるべきところございまして、そういう意味では地域協議会の中に市町村も、農政事務所等も含めまして対応していくということで、やはり需給の調整という部分と農業の振興、ある意味、表裏一体という意味で、これまでも一体にやってきたということではあるのですけれども、そこについては分けつつも、やはり行政が全く関与しないということではないと理解をしているところでございます。

また、深川委員から輸出の関係で生産調整の仕組みについての質問がございました。御説明不足だったと思いますが、44 ページの表自体は輸出をしたときに生産目標数量を増加

することができるという仕組みでございまして、輸出そのものについては民 - 民の方で自由に契約ができるということでございます。全てにお答えできておりませんけれども、後ほどまた詳しく制度につきましては御説明差し上げたいと思います。

幾つか政府米の関係がございました。政府米の役割なり備蓄ということがございまして、基本的には政府の役割というのは備蓄というものが基本でございます。これは、食糧法上、供給に不足がある場合に国民に対して安定的に供給するというところでございまして、10年に一度の著しい不作ですとか、通常程度の不作が2年連続したような場合ということで、6月末在庫100万トン程度ということを念頭に置きながらやっているところでございます。現状といたしましては、先ほどの261万トンということで、政府77万トン、民間合わせまして261万トンということで、ここ数年変わっておりませんけれども、そういうふうには安定してきておりますので、現時点におきましては緊急に安定供給に支障が生じるというようには一応私どもとしては今のところ認識はしていないということでございます。

なお、米のトン数でございますが、失礼いたしました。日本国内につきましては玄米トンで全て書いてございます。輸出入米につきましては、これは貿易の慣行といたしまして精米ですので、精米トンということで、「精米トン」と表示をさせていただいているところでございます。

また、福代委員からエサとの関係でMA米につきまして供給できないのかということがございました。現在、エサ業界の方にMA米供給をしているところでございます。一応、基本的にこれぐらいということでエサ業界の方々から御要望をいただいて、それに伴って契約をしておりますけれども、さらに御要望があるということであれば、MA米の供給につきましても弾力的に対応していきたいと考えているところでございます。

生産調整の関係等も含めまして、22年以降どうなるのかという今井委員の御質問でございますが、産地づくりににつきましては、米政策という意味では、22年のあるべき姿に向けてということで、今回の19年からの第2ステージの検証を踏まえながらどういう姿にしていくかということを検討してまいりますし、その一環といたしまして、産地づくり対策を22年度以降、どういうふうにしていくのかということも、その中で検討していきたいと思っているところでございます。

なお、所得補償につきましては、やはりモラルハザード等の問題もございまして、なかなかやるべきではないのではないかと考えているところでございます。

あと中村委員の方から米の国際価格について、今、すぐに資料がございません。恐縮で

ございますが、SBS 米につきましては毎年 10 万トンということで契約をしてございまして、これは指針の方にも、今日はちょっと御説明いたしませんでしたけれども、10 万トンということでお決めをいただき、それに従って肅々と SBS 米の方は契約をしているという状況になっているところでございます。

コンプライアンス関係で幾つか御質問がございました。ここに書いております以上のことということ、現時点におきまして何かするというところまで考えているわけではございませんけれども、いずれにしてもこういう事件もあったということを含め、また、藤岡委員からも御指摘がございましたように、元々なかなか見分けがつかないということも含め、やはりこういうことをきちっと徹底していくということは重要だろと思うておりますし、そのやり方、表示と私どもとの連携の仕方等、そういうことも含めていろいろ考えていかなければいけないと思っているところでございます。

なお、くず米につきましてはなかなか実態が把握できないということでございますけれども、統計上は 1.7 ミリ未満でございますが、現実の生産現場では 1.85 ミリとか、北海道におかれては 2 ミリとか、そういうミリ単位でございますので、いろいろなところでいろいろなお米が流通をしている。それがいわゆるブレンド等も含めて低価格米ということで、神田委員から御指摘がございましたけれども、低価格のお米というのは大体ブレンドされたお米という形ででき上がってきておりますし、最近、いろいろなドラッグストア等に行きますと相当混ぜられたお米というものが相当安く売っておられまして、それを消費者の方々が買っているという現状があるのだろというふうに思います。私の説明不足かもしれませんが、そういう消費者市場というものを重視するということは非常に重要だと考えておりますが、価格については、これは昔のように政府の方が価格を決めるとか、そういうことではなく、これはまさに経済市場に任せてということでございます。

非常に大きい話として、エサ米の話ですとか、輸出の話ですとか、また最初の米濱委員の米粉のお話ですとかございました。今回、消費のところにも書かせていただきましたとおり、これまで私どもがやっておりました主食なり一部の加工用のお米だけで対応できるというようにはなかなか難しいのだろということで、今回、初めて飼料米とか輸出等、そういう需要の拡大ということで書かせていただきました。それには当然ながらいろいろなレベルでの技術開発の問題、また最終的にはやはりコストの問題等出てくるのだろと思っております。いずれにせよ、これまでは主食用の価格というのがあって、それと比較してエサはキロ 20 円だとか、そんな議論ばかりしていたしましたので、そこは私どももそうですけ

れども、やはり生産段階、また流通、販売、また業界、いろいろな観点からいろいろな意味で検討していくことが重要ではないかというふうに考えているところでございます。抜けているかもしれませんが、以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。ただいまのお答えでよろしゅうございましょうか。これについては先ほど言いましたように今後の論議の一つの素材にしてまいりたいと思っております。

今日御説明いただいた基本指針は、私の理解では、一番最初に御挨拶いただいた局長の「食糧」の「糧」が「かて」といいますか、非常に中心的な食べ物としての意味合いを残しながら、このことは竹内委員もおっしゃいましたけれども、しかしエサとしての利用の仕方、いろいろ多面的な使われ方というのが実際には進行しているわけで、そういうものに対しても柔軟な対応を考えながら全体の基本指針を作り上げようという、そういう新しい試みをこの指針の中でされているのではないかというふうに理解しております。

もしよろしければ、ここで御審議いただきました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」につきましては、食糧部会としてこの提案でお認めしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 どうもありがとうございました。

## (2) そ の 他

林部会長 それでは、引き続き、「平成 19 / 20 年における米穀の政府買入れの検討方向」、それともう一つ、「本年の気象動向と水稻の生育状況」につきまして、御説明いただきます。

枝元計画課長 それでは、まず参考資料の 1 を私の方から御説明いたしまして、参考資料の 2 は農産振興課長の雨宮の方から御説明させていただきます。

参考資料の 1 でございますが、これは平成 19/20 年におきます政府買入れの検討、買入れをどういう枠を設定するかということでございます。

政府の買入れ、先ほどもいろいろなお話がございましたが、いわゆる入札という形で買ったり売ったりするというのは平成 16 年からでございます。そんな古い話ではございません。そういう入札をするときにどういうお米をどういうふうにするのかということ平成 16 年の食糧部会、7 月に検討の方向を御報告させていただき、11 月にこういふことに

しましたということで報告をさせていただいているということでございます。

1番、2番ございますけれども、「売れる米づくり」ということを志向いたします「米政策改革」との整合性を踏まえて、コメ価格センターでの落札実績数量比率等を基本として、国が産地銘柄別の買入予定数量を設定して行う「産地銘柄を指定する買入れ」を基本としたいということでございます。なお、この1の枠を超えて買入れを行うような場合、18年産でその手法を使わせていただきましたけれども、買入予定価格を減額調整した上で、回転備蓄の円滑な運営に資するような買入手法を検討ということでございます。

これだけではわかりにくいと思いますので、ページをおめくりいただきまして、先ほど申し上げましたとおり、16年産からこの入札というのを始めたわけでございますけれども、当初は出回り、どれくらい出ているか、出荷されているかという出回り数量比と過去の政府買入実績数量比ということでやっておりました。この過去の政府買入実績数量比というのをできるだけ減らして、できるだけ市場の実勢に合わせたいということで、17年産にはセンターの上場計画の数量比、18年産からは落札の実績比ということで、出回り数量との比を8対2とし、16年産、17年産、18年産とこういう割合にした。今回、できるだけ直近の市場の動向に合わせたいということで、19年産と17/18年産を半分ずつやっていきたい、このように検討してまいりたいと思っております。

雨宮農産振興課長 農産振興課長の雨宮でございます。参考資料の2に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページ目にありますように、気温の推移でございますけれども、6月までは概ね平年より高めに推移をいたしました。7月に入りまして上旬以降、低い状況になっております。回復をしておりますが、ここ二、三日、一部の地域で少し気温の低い地域がございます。日照につきましては気温と同じく6月までは多めに推移をしておりましたが、7月に入りまして東日本、西日本でかなり少ない状況になっております。降水量につきましては、6月まで北日本から西日本にかけて少ない状況で推移をいたしました。取水制限などの地域もございましたけれども、7月に梅雨前線、あるいは台風4号の影響でまとまった降水があり、回復をしております。ただ、北海道あるいは北日本の日本海側では依然として少雨が継続しております。

2ページをめぐっていただきまして水稻の生育状況でございますけれども、都道府県への聞き取りなどからの情報によりまして、6月末までが高温・多照傾向で推移したことから生育は概ね順調でございました。その後、7月上旬の低温、日照不足の影響で北陸以西

の一部地域に生育の遅れが見られます。それから、7月14日に九州に上陸いたしました台風4号の影響で九州、四国地方を中心に冠水被害、あるいは早期米の一部に白穂、あるいは穂ずれといったような被害が出ております。稲体が傷を受けておりますので、いもち病等の病害の発生動向に注意をし、適切な防除に努めること等の技術指導を行っているところでございます。

北日本では平年より生育が多少早かったこともありまして、北海道では7月の中下旬、それから東北では7月末から花粉が穂の中で形成をされる時期に当たります。あるいは、出穂をして受粉をするというような冷害の危険期に差し掛かっておりまして、低温に対する注意が必要な時期となっております。低温に関する気象情報に注意をいたしまして、生育進度に応じた深水管理などを徹底するよう技術指導通知も発出しております。引き続き、各地の水稻の生育状況など実態の把握に努めるとともに、幼穂形成期から出穂期にかけての深水管理や、いもち病などの防除などの技術対策の徹底に努めてまいりたいと思っております。

3ページに今後の気象の推移につきまして、気象庁の予報を載せてございます。3ヵ月予報によりますと、8月から10月までの間、北日本、東日本、あるいは西南諸島で平年並みか高い気温になるうということでございます。8月は平年同様に晴れの日が多いというような予想でございます。

また、4ページでございますけれども、7月27日に1ヵ月予報が出されまして、気温につきましては全国的に平年並みか高い、日照時間は全国的に平年並みというような予想が出されているところでございます。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

ただいま参考資料の1と2をもとに御説明いただきましたが、何か御質問や御意見はございますか。富士委員、どうぞ。

富士委員 参考資料1の米穀の政府買入れの検討方向で、これから検討していくので、検討の中でいろいろまた実務レベルのことをやりとりすればいいと思うのですが、先ほど青山委員からあったような言葉遣いもありますが、「売れる米づくり」とコメ価格形成センターでの落札実績数量というのを結びつけているのですけれども、「売れる米づくり」を志向すれば、生協との契約栽培とか、相対で食品業界と結び付くとか、卸売の方と結び付くとかということで、「売れる米づくり」を産地が取り組めば取り組むほど、相対で直接結び

ついていく割合は高くなっていくのですね。だから、そういう中でセンターで誰に買われるかわからない、誰に引き取られるかわからない、そういう入札を基本にするというところと結びつけているのがちょっと変だなということなので、その辺、実態、昔の義務上場だったら別ですけども、今はもう義務上場もないわけですので、そういう中での今の実態を十分踏まえた御検討をよろしくお願いしたいと思います。

林部会長 ありがとうございます。これについては御意見を参考にさせていただきたいと思います。ほかにありますか、藤岡委員。

藤岡委員 ちょっと関連しますけれども、コメ価格センターですが、中身をまた変えてやっているようですが、どうも取扱量を見ますと、果たしてこの価格センターのいわゆる数字が米の本当の実態をあらわすのに、取るに足らないような数字ではないかと。今までの取引の扱ひ量を見ますとね。ですから、このコメ価格センターのあり方というものを見直していかないと、どんどん相対取引が、今、進んでいる現状にありますので、いわゆる価格センターの不要論とまではいかないにしても、そういう声が出てきているわけです。ですから、このコメ価格センターの今後のあり方についてどう考えているのかと。

林部会長 これはお答えいただけますでしょうか。

枝元計画課長 コメ価格形成センターにつきましては御報告をいたした中に載っておりますが、いろいろな意味で二つに分けて考えたいと思っておりますが、一つは価格センター自体、価格についての指標性があるかどうかという観点から見ますと、多分義務上場していたときと違って、当然ながら、さっき富士委員もおっしゃったように、いろいろな意味での相対ですとか、そういう方向に行くということは、それはそうだろうと思っております。ただ、相対価格とのいろいろな動きを見ておりましたも、また、いろいろな価格の動き等を踏まえても、全国流通の主要銘柄につきましてはコメ価格センターにおける入札価格というものが一つの指標となっているいろいろな意味で動いているということだと思われまます。そういう意味からすると、指標価格、価格を形成するという価格形成センターの機能というのは特に失われておりませんし、これはこれとして大事だろうと思っております。

ただ、御指摘のとおり、それがあまりにも少ないとどうかということもございますので、18年で義務上場的なものがなくなって、18年産は制度改正いたしまして、今回、運営委員会の方でより市場実勢に合わせる形での指値方式の見直しですとか、これまで価格形成センターには全農を中心としてしか入札オーダーされないという状況がございましたけれども、今回、匿名制等も導入いたしますので、大規模農家の方や単協ですとか、そういう

様々な主体の方にも、ぜひ価格形成センターを使っていただく、また、卸売からの買いについての入札ということも可能でございますし、そのあたり、流通がいろいろな意味で多様化している中で、その一つの取引の形態としてのルートである価格形成センターについても、単協なり大規模農家の方なり、また卸売の方々なり、いろいろな商売の一環、ビジネスの一環としてどういう使い方があるのか、それはそれでぜひ御検討いただければありがたいと思っております。

林部会長 ありがとうございます。予定しておりました時間になりましたので、今日の論議はここまで。どうぞ、部長から一言。

奥原食糧部長 食糧部長の奥原でございます。

私のこの「食糧部長」という肩書きは「かて」の方の「糧」を使っておりまして、まさにこの食糧部会と所掌範囲が同じでございます。基本的に米と麦の関係を見ているということになりますが、今日は非常に貴重な意見をいただきまして、本当にありがとうございました。かなり本質的な御意見が多かったのではないかと感じておりますので、これを踏まえまして、これから 22 年度に向けて政策の進め方をよく勉強させていただきたいと思っております。

今日の御意見を伺っておりまして、状況がかなり変わってきているのかなという感じもしております。1つは、国内での消費が減っている。これは前からあったわけですが、一人当たりの消費の減少に加えて、人口の方が減っていくという話がここに来て非常に強く出ている。そうすると、米の消費についても主食用だけを前提にすれば当然減っていくということになるわけですね。ところが、一方で国際的な需給環境を見ますと、穀物の値段というのが相当上がってきていて、小麦を含めて値段が相当上がっている、こういった状態がございます。エサを含めていろいろな影響が日本の農業にも発生をしているわけで、こういった全体を踏まえて、これからどういう形で水田農業、それから米の展望を切り開いていくかということを真剣に勉強しなければいけないと思っております。

松岡前大臣の努力で輸出というものも始まりましたし、それから今日も議論になりました米の粉の話、これは小麦粉の需要と重なってくる部分がございますけれども、ここをどうしていくのか、それからエサの関係をどうするのか、検討のテーマがいろいろあると感じております。

ただ、一方で食管法から食糧法に転換をしてきて、昔は政府が全量米を管理するというものであったのが変わってきている。政府の役割は、この備蓄の運営をきちんとやるとい

うことと、MA 米をきちんと処理をする、この2つに限定をされているわけでありまして、そのこともきちんと踏まえた上で、これからの政策のあり方につきましてこれからよく勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

林部会長 ありがとうございました。それでは、本日の議事をこれで終了したいと思いますのですが、今日お話しいただいたことは議事録として整理して、公開いたします。その整理につきましては、恐れ入りますが、私に御一任いただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。また、次回の食糧部会につきましては、これは本年の収穫が終わる 11 月ごろの開催を予定しております。具体的な日程につきましては、委員の皆様のお都合をお聞きした上で、追って連絡を申し上げます。

それでは、本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

4 . 閉 会